

## お悩みの解決のヒントとなるQ & A (詳細版)

令和5年8月10日

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議

Q 1. 宗教団体に対してお金等の財産を寄附してしまった場合でも、寄附した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

寄附は、金銭その他の財産を無償で寺社、学校、公共事業などに供与すること、又はこれを約束することをいいます。一般論として、寄附者から直接寺社、学校等に寄附される場合、その法的性質は、民法上の贈与（民法第549条）その他の契約とされています。

一般論として、宗教団体に対する寄附（献金を含みます。）は贈与等の契約に当たりますが、契約については、民法や消費者契約法において、その効力が否定されたり、取り消したりすることができる場合が定められています（Q 2、3）。加えて、寄附が契約に当たらない単独行為（遺贈等）であっても、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」といいます。）において、その効力を取り消すことができる場合が定められています（Q 4）。このような場合には、個別具体的な事案に応じ、寄附を取り消すなどして、寄附した財産の返還を請求することができます。

また、宗教団体の信者による寄附の勧誘が不法行為に当たる場合には、これによって生じた損害の賠償を請求することができます（Q 5）。

Q 2. どのような場合に、民法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

個別具体的な事案ごとの裁判所の判断となりますが、一般論としては、公序良俗に反する契約（その契約の内容等が社会的な妥当性を欠く場合）は無効であるとされています（※1）。

また、だまされて錯誤に陥ったり、畏怖させられたりするなどして宗教団体に対して寄附を行った場合には、錯誤、詐欺又は強迫を理由として契約を取り消すことができると考えられます（※2）。

※1：公序良俗による無効（民法第90条）

判例は、窮迫、軽率又は無経験に乗じて著しく過当の利益を獲得する行為を暴利行為

とし、公序良俗に反して無効であるとしています。宗教団体に対する寄附も、このような行為に当たる場合には、暴利行為に該当する可能性があります。

※2：錯誤、詐欺又は強迫を理由とする取消し

錯誤による意思表示について、①意思表示に対応する意思を欠く錯誤又は②表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができます（民法第95条第1項）。また、上記②の場合については、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、取り消すことができます（同条第2項）。

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができます（同法第96条第1項）。

Q3. どのような場合に、消費者契約法に基づいて契約の効力を否定することができますか。

消費者契約法第4条に規定する取消権により、不当な勧誘により締結させられた契約は、取り消すことができます。

例えば、事業者が、消費者契約（※1）の締結について勧誘する際、消費者に対し、靈感等の特別な能力により、消費者【又はその親族】の生命、身体、財産その他重要な事項について、そのままでは【現在生じ、若しくは】将来生じ得る重大な不利益を回避することができないと不安をあおり、【又はそのような不安を抱いていることに乗じて、】その重大な不利益を回避するには契約が必要不可欠と告げたために困惑して締結した契約を、消費者は取り消すことができます（消費者契約法第4条第3項第8号）（※2）。

※1 消費者契約

「消費者」と「事業者」との間の契約をいい、法人は、消費者契約法における「事業者」に該当するため、宗教法人もここでいう事業者

に該当します。また、宗教法人と贈与等の契約をする個人は、通常、消費者契約法における「消費者」に該当すると考えられます。

※2 第210回国会（令和4年臨時会）における改正により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲の【 】内の部分が拡大されました（令和5年1月5日施行）。

詳しくは[こちら](#)を御覧ください。

Q 4. どのような場合に、不当寄附勧誘防止法に基づいて寄附を取り消すことができますか。

令和4年12月、不当寄附勧誘防止法が国会で成立し、令和5年6月1日に全ての規定が施行されました。この法律によって、法人等が寄附の勧誘をする際に、以下に掲げる行為をしたことにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示をした場合には、当該個人は、当該寄附を取り消すことができます（不当寄附勧誘防止法第8条第1項）。

①お願いしても帰ってくれない（不退去）、②帰りたいのに帰してくれない（退去妨害）、③勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行、④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害、⑤恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知、⑥靈感等による知見を用いた告知

詳しくは[こちら](#)を御覧ください。

（このほか、消費者は、消費者契約法により取消しの対象となる場合、同法の規定に基づいて契約を取り消すことができます。Q3を御参照ください。）

Q 5. どのような場合に、不法行為に基づく損害賠償を請求することができますか。

個別具体的な事案ごとの裁判所の判断となりますが、一般論としては、宗教団体の信者が寄附や物品の購入等を勧誘する行為（役務の提供を受けることを勧誘する行為を含みます。）について不法行為（民法第709条）が成立するときは、当該勧誘により寄附や物品の購入等を行った者は、勧誘をした信者に対し、これらの代金相当額の損害賠償を請求することができます。比較的多数の裁判例<sup>1</sup>は、宗教団体の信者が寄附や物品購入を勧誘する行為が、その目的、態様、結果等に照らし、社会的に相当な範囲を逸脱する場合には、不法行為が成立すると判断しています。なお、勧誘行為と寄附が継続して多数回行われた事案で、一つ一つの勧誘行為ではなく、一連の行為を全体として見て社会的に相当な範囲を逸脱しているとして、一連の行為全体について不法行為が成立すると判断した裁判例<sup>2</sup>もあります。

また、宗教団体の信者が寄附や物品の購入等を勧誘する行為について不法行

<sup>1</sup> 東京地裁平成19年5月29日判タ1261号215頁、東京地裁平成18年10月3日判タ1259号271頁等

<sup>2</sup> 名古屋地裁平成24年4月13日判時2153号54頁

為が成立する場合において、その宗教団体と勧誘した信者との間に実質的な指揮監督関係があり、かつ、その不法行為がその宗教団体の事業の執行について行われたものであるときは、当該勧誘により寄附や物品の購入等を行った者は、その宗教団体に対し、使用者責任（民法第 715 条）に基づき、これらの代金相当額等の損害賠償を請求することができます。

Q 6. 不当寄附勧誘防止法の成立・施行が、民法上の不法行為の認定に役立つ可能性はありますか。

不当寄附勧誘防止法第 3 条では、法人等が寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない義務を規定しています。この規定は、配慮義務に反した勧誘が法人等によってなされた場合における民事的な法的効果を直接規定するものではありませんが、配慮義務として法律に定められることで、民法上の不法行為（民法第 709 条）の認定やそれに基づく損害賠償請求が容易になることが考えられます。

この法人等が寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない義務とは、①寄附者の自由な意思を抑圧し、適切な判断が難しい状況に陥ることがないようにする、②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にしないようにする、③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにするとの 3 つを内容とするものですが、こうした配慮義務のほか、法人等が寄附の勧誘をする際の禁止行為や法律違反に対する行政上の措置、罰則など、不当寄附勧誘防止法の詳細につきましては、[こちら](#)を御覧ください。

Q 7. 本人が宗教団体に対して寄附した財産を取り戻そうとしない場合でも、家族が、本人が寄附した財産を取り戻すことができる可能性はありますか。

自分の財産をどのように使うかは、原則として個人の自由ですが（財産権（憲法第 29 条第 1 項）、自己決定権（憲法第 13 条））、次のような場合には、例外的に、家族等の第三者が本人のした寄附を取り消して、財産の返還を求めることができます。

家族等の第三者が、本人に対して、寄附する前の原因に基づいて生じた具体的な債権を有している場合、寄附をした本人に資力がなく（寄附によって資力がなくなる場合を含みます。）、かつ、寄附をした本人がその第三者を害すること（例

例えば、養育費を支払えなくなること)を知って寄附をしたときは、その寄附を取り消して、寄附を受けた宗教団体に対して財産を返還するよう求めることができます(民法第424条)。本人に対する家族等の債権としては、例えば婚姻費用や養育費、子の扶養を受ける権利等が考えられますが、協議(当事者間の合意)、調停又は審判によって具体的分担額が定まっていることが必要です。なお、寄附を受けた宗教団体が寄附の時に家族等を害することを知らなかったときは、取消しを求めることはできません。

また、本人に対する家族等の債権が具体的に発生し、既に支払わなければならない状態になっている場合、資力のない本人が宗教団体に寄附の取消しや財産の返還を求めることができるのにそうしないときには、家族等が本人に代わって寄附を取り消した上(Q2、Q3参照)、本人に代わって財産の返還を求めることができると考えられます(債権者代位権)(民法第423条)。

これらに加えて、①宗教団体に唆されて、本人が家族等の財産を無断で寄附をした場合や、②宗教団体が本人に寄附をさせたことによって、家族が本人から扶養を受ける利益が違法に侵害された場合など、宗教団体が不法行為によって家族自身の権利を侵害したと評価されるときには、家族等は宗教団体に対して損害賠償を請求することができます。

また、新しく成立した不当寄附勧誘防止法では、家族らの被害救済に資するため、民法の債権者代位権が活用しやすくなりました。具体的には、債権者代位権を行使するためには、民法上、債権が具体的に発生し、既に支払わなければならない状態になっている必要がありますが(民法第423条第2項本文)、本人が行った寄附が不当寄附勧誘防止法や消費者契約法の規定により取消しの対象となるのにそうしないときは、その家族が本人の扶養義務(婚姻費用、養育費など)等の定期金債権のうち、将来支払わなければならない部分を保全するため、本人に代わって寄附を取り消した上で、本人に代わって財産の返還を請求することができるようになりました(寄附をした個人が無資力である場合に限る)。

Q8. 10年前にした寄附であっても、寄附(契約)を取り消したり、損害賠償を請求したりすることはできますか。

民法上の取消権は、追認をすることができる時から5年又は行為の時から20年が経過したときは、消滅します(民法第126条)。また、消費者契約法上の取消権は、追認をすることができる時から1年(靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権については3年\*)又は消費者契約の締結の時から5年(靈感等に

よる告知を用いた勧誘に対する取消権については 10 年<sup>※</sup>) を経過したときは、消滅します（消費者契約法第 7 条第 1 項）。

※消費者契約法改正により、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の対象範囲が拡大されるとともに行使期間が伸長されました。行使期間の伸長は、改正前の当該取消権の対象となるものでかつ改正法施行時点（令和 5 年 1 月 5 日）において時効が完成していないものにも適用されます。

Q 4 で御説明した不当寄附勧誘防止法による寄附の取消権は、追認をすることができる時から 1 年間行使しないときは時効によって消滅し、寄附の意思表示をした時から 5 年を経過したときも消滅します。

ただし、靈感等による告知（同法第 4 条第 6 号に掲げる行為）により困惑したことを理由とする取消権については、正常な判断を行うことができない状態から抜け出すためには相当程度の時間を要するなど指摘されたことを考慮して、追認をすることができる時から 3 年間行使しないときは時効によって消滅し、短期の取消権の行使期間を伸長しても長期の取消権の行使期間を伸長しなければ結果的に取消権が時効消滅してしまうと想定されることを踏まえ、寄附の意思表示をした時から 10 年を経過したときに消滅することとしています。

「追認をすることができる時」とは、錯誤については錯誤の事実に気付いた時点を、詐欺については詐欺の事実に気付いた時点を、強迫については畏怖から脱した時点を、消費者契約法第 4 条第 3 項に規定される各行為については困惑から脱した時点を、それぞれ指します。例えば、10 年前にした寄附について民法上の詐欺が成立し、3 年前に詐欺の事実<sup>3</sup>に気付いたような場合には、詐欺に気付いてから 5 年経っていないので、民法上の取消権は消滅しておらず、その寄附を取り消すことができます。

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者が損害及び加害者を知った時から 3 年又は不法行為の時から 20 年が経過したときは、時効によって消滅します（民法第 724 条）。「損害及び加害者を知った時」とは、被害者が、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味するとされており、加害行為が不法行為であることを知ることも必要とされています<sup>3</sup>。また、使用者責任における「加害者を知った」とは、被害者が、使用者を知ること、使用者と不法行為者との間に使用関係がある事実を認識す

<sup>3</sup> 最高裁平成 14 年 1 月 29 日判決民集 56 卷 1 号 218 頁、最高裁昭和 43 年 6 月 27 日判決裁判集民事 91 号 461 頁

ることに加えて、一般人がその不法行為が使用者の事業の執行についてなされたものであると判断するに足る事実をも認識することをいうとされています<sup>4</sup>。例えば、10年前にした寄附について不法行為が成立し、2年前まで寄附が不法行為であることを認識していなかったような場合には、不法行為であることを認識してから3年経っていないので、損害賠償請求権は消滅しておらず、損害賠償を請求することができます。

なお、一定の事情があれば時効期間を0から数え直すなど、時効にはほかにも様々なルールがあるので、金銭支出が昔のことであっても相談してみてください。

Q9. 金銭的トラブルについて相談できる場所はありますか。

1 民事手続の相談

民事訴訟において、請求が認められるためには、それぞれの請求に応じて決められた要件を証拠によって証明することが必要になります。例えば、詐欺を理由として法律行為を取り消すためには、取消しを主張する者がだまされたことなどを証明しなければなりません。このように金銭的トラブルに関する法律上の対応方法は、個別具体的な事実によって変わります。「法テラス」(日本司法支援センター)等、以下に掲げた窓口にご相談してください。

○ [法テラス・サポートダイヤル](#) 電話番号：0570-078374

問合せ内容に応じて、法制度に関する情報や、関係機関・団体(地方公共団体・弁護士会等)の相談窓口を紹介しています。

さらに、経済的に余裕がなく、一定の条件を満たした場合には、法テラスにおいて、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを受けることもできます。

(受付時間)

平日9:00~21:00、土曜9:00~17:00

(相談方法)

電話、メール

○ [消費者ホットライン](#) 電話番号：188

お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口を御案内いたします。

<sup>4</sup> 最高裁昭和44年11月27日判決民集23巻11号2265頁

消費生活相談窓口では、契約に関する専門知識などを持った相談員が問題解決に向けたアドバイスをします。必要に応じて弁護士や専門機関などを紹介したり、事業者との間に立ってあっせん（※）などを行います。

（※）あっせん：消費者と事業者との間の情報量や交渉力の格差を補うため、両者の間に入ってトラブルの解決に向けた支援をすること。

（受付時間）

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

（相談方法）

電話

## 2 刑事手続等の相談

刑事手続を始め、警察に何らかの措置を求める場合は、以下の相談窓口にご相談してください。

### ○ [警察相談専用電話](#) 電話番号：#9110（シャープきゅういちいちまる）

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口

警察に何らかの措置を求める場合の相談を承っています。

受け付ける相談の内容は、金銭的トラブルに限りません。

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じ、関係する部署が連携して、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じます。

「#9110」番にかけられた電話は、発信地を管轄する警察本部等の相談総合窓口へ接続されます。

（受付時間）

各都道府県警察における相談窓口の受付時間。

また、土日祝日及び夜間（相談窓口の受付時間外）においては、「当直」又は「音声案内」により対応しています。

（相談方法）

電話又は対面

なお、これらの相談窓口は、相互に連携していますので、窓口迷うときや複数のお悩みがある場合には、いずれの窓口にも御相談いただいても構いません。お気軽に御相談ください。

Q10. 知り合いが、法人等から不当な勧誘を受けて寄附をした結果、その家

族の生活レベルが著しく低下し、学費や食費にも事欠くような状態が生じているようです。このような不当な寄附の勧誘に関する情報提供ができる窓口はありますか。

○ 消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室では、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報をウェブフォーム及び書面で受け付けています。令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為があれば、情報提供をお願いいたします。提供のあった情報は、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為の調査のために活用させていただきます。

この法律によって、どのような寄附の勧誘が禁止されているのかや、寄附の勧誘を行うに当たって、どのような事柄について法人等が「十分に配慮」しなければならないとされているのかについては、[こちら](#)を御覧ください。

なお、個別の金銭的トラブルを解決したい場合には、最寄りの消費生活センター(188【局番なし】)又は法テラス(靈感商法等対応ダイヤル:0120-005931)に相談してください。

(情報提供方法)

オンライン又は書面

([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/inquiry/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/inquiry/))

Q11. 灵感商法の被害に遭わないために、どのようなことに気を付ければいいですか。相談できるところ、被害事例や対策を知ることができる場所がありますか。

学生に宗教系サークル等であることを明かさずに「学生調査をやっているので協力してほしい」「人材育成サークルなので見学に来ないか」などと勧誘するケースや、知り合いに悩みを相談したところ集会に誘われ、「このままでは不幸になる」など不安をあおるようなことを言われて祈祷サービスなどの契約や宗教団体への高額な献金・寄附を迫られるケースがあります。

少しでも違和感を覚える勧誘を受けたら、その場では絶対に個人情報をお教えたり契約・支払をせずに、家族や以下の窓口にご相談ください。

○ 消費者ホットライン 電話番号：188

お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内いたします。

消費生活相談窓口では、契約に関する専門知識などを持った相談員が問題解決に向けたアドバイスをします。必要に応じて弁護士や専門機関などを紹介したり、事業者との間に立ってあっせん（※）などを行います。

（※）あっせん：消費者と事業者との間の情報量や交渉力の格差を補うため、両者の間に入ってトラブルの解決に向けた支援をすること。

（受付時間）

地域によって異なりますのでこちらから御確認ください。

（相談方法）

電話

（参考）

○ 消費者庁

靈感商法等の悪質商法対策に係る啓発チラシ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/material\\_011/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_011/)

○ 国民生活センター

開運商法に関する注意喚起等

[https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mailmag/mj-shinsen186.html](https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen186.html)

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140609\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140609_1.html)

Q12. 私は子どもですが、宗教についての考え方に親と違う部分があります。子どもである私にはどのような権利が保障されているのでしょうか。また、両親が宗教活動に没頭して食事等の面倒をみてくれません。相談できる場所はありますか。

全ての子どもは、個人として尊重され、信教の自由を含め、基本的人権が保障されています。

子どもは成長途中なので、大人とは異なる保護や配慮が必要になります。

例えば、日本が締結している児童の権利に関する条約では、子どもには、「思想、良心及び宗教の自由についての権利（第14条1）」、「身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についての権利（第27条）」、「教

育についての権利（第 28 条）」などの権利が認められています。

なお、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこととされており（民法第 820 条）、親権の行使が不相当であることによりこどもの利益を害するときは、こどもを含む関係者の請求により、家庭裁判所は、2 年以内の期間に限って親権を停止することができます（民法第 834 条の 2）。さらに、親権の行使が著しく不相当であることによりこどもの利益を著しく害するときは、こどもを含む関係者の請求により、家庭裁判所は、その親の親権を失わせることもできます（民法第 834 条）。

親が食事等の面倒をみてくれないというようなことがあれば、以下の窓口に御相談ください。

○ 児童虐待に関する相談

お住まいの市区町村の虐待対応部署（こども家庭課など名称は様々です。）  
又は管轄の[児童相談所](#)に御相談ください。

児童相談所につきましては、[児童相談所虐待対応ダイヤル](#)（189（いちばやく））に御連絡いただければ、管轄の児童相談所につながります。

（相談方法）

電話、対面、（お住まいの地域によって）SNS

○ [こどもの人権 110 番](#) 電話番号：0120-007-110

法務省の人権擁護機関では、家庭内での虐待のほか、いじめの問題等についての相談窓口として、こどもの人権 110 番を設けています。電話以外では、メール、LINEでも相談できます。また、毎年、全国の小・中学生の児童・生徒に「こどもの人権 SOS ミニレター」を配布していますので、先生や保護者にも相談できないようなお悩みがあれば、ミニレターに書いて送ってください（切手はいりません）。

（受付時間）

平日 8：30～17：15

（相談方法）

電話、メール、ミニレター、LINE

Q13. 私はひとり親家庭のこどもですが、いつも親の帰りが遅く、夕食の準備がないまま、ひとりで夜遅くまで留守番をしています。夕方以降も誰かと

一緒に過ごすことができる場所がありますか。

○ 市区町村のひとり親家庭支援担当部署

ひとり親家庭等のこどもに対して、食事の提供や学習支援などを行っている場合があります。まずは、今住んでいる市区町村のひとり親家庭を支援している担当（子育て支援課など名称は様々です。）まで御相談ください。

（相談方法）

対面又は電話

（参考）

ひとり親家庭等生活向上事業について

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/hitorioya-seikatsu-koujyou/>

Q 1 4. 親から信仰上の理由により行動を制限されていますが、児童虐待に当たる場合はあるのでしょうか。また、どこに相談した方がいいですか。

児童虐待に当たるかどうかは、こどもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されますが、保護者の信仰を理由とするものであっても、例えば、

- ・身体的暴行を加えたり、
- ・適切な食事を与えなかったり、
- ・重大な病気になっても適切な医療を受けさせなかったり、
- ・言葉によって脅迫したり、
- ・心やプライドを傷つけるような言動を繰り返し行う

といったことは、児童虐待に当たる場合があります。

宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ & Aは、[こちら](#)を御覧ください。

お住まいの市区町村の虐待対応部署（こども家庭課など名称は様々です。）又は管轄の児童相談所に御相談ください。

Q 1 5. 学校で宗教などを理由にいじめがあった場合、相談できる場所がありますか。

○ [24時間子供SOSダイヤル](#) 電話番号：0120-0-78310

文部科学省では、子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」を開設しております。お気軽にお電話ください。

(受付時間)

24時間、年中無休

(相談方法)

電話

○ こどもの人権110番 電話番号：0120-007-110

法務省の人権擁護機関では、こどものいじめ問題等に対する相談窓口としてこどもの人権110番を設けています。電話のほか、メールでも相談できます。また、全国の小・中学生の児童・生徒に毎年「こどもの人権SOSミニレター」を配布していますので、先生や保護者にも相談できないようなお悩みがあれば、ミニレターに書いて送ってください（切手はいりません）。

(受付時間)

平日8：30～17：15

(相談方法)

電話、メール、ミニレター、LINE

学校では、教員のほかにも、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーに相談することができます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できる日時等については、各学校で異なりますので、相談を希望する場合には、学校にお問い合わせください。

Q16. 私は、高校に進学したいと思っていますが、学費が払えるか心配です。進学に係る経済的な支援制度はあるのでしょうか。

国内に住所を有し、一定の基準を満たす場合は、高等学校等の授業料や授業料以外の教育費の支援を受けることができます。

授業料の支援（高等学校等就学支援金）は、世帯所得が一定額未満である場合、入学後に学校で手続を行うと、国から各都道府県等を通じて学校に授業料が支援される（学校が代理受領する）仕組みとなっています。

また、教科書費、教材費など、授業料以外の教育費の支援（高校生等奨学給付金）は、生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯であれば、奨学金の支給（返還

不要)を受けることができます。

詳細は、以下のサイトからお住まいの自治体担当者に御相談ください。

① 授業料支援（高等学校等就学支援金）の場合

・ 公立高校等

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292209.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm)

・ 私立高校等

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm)

・ 国立高校等

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室  
高校修学第一係

（電話番号：03-5253-4111【内線3577】）

② 授業料以外の教育費支援（高校生等奨学給付金）の場合

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

Q17. 私は、興味のあることを学べる大学や専門学校に進学したいと考えていますが、進学資金がありません。何か経済的な支援制度はありますか。

文部科学省では、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確認できるよう、授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて行う「[高等教育の修学支援新制度](#)」を実施しています。

また、このほか、貸与型奨学金として、無利子奨学金や有利子奨学金も実施しています。

支援対象となる世帯年収の目安（本人、中学生、両親の4人世帯の場合）は、

・ 高等教育の修学支援新制度 ～ 380万円程度

・ 無利子奨学金 ～ 800万円程度

・ 有利子奨学金 ～ 1,140万円程度

です。なお、これらの額はあくまで目安であり、日本学生支援機構が提供しております「進学資金シミュレーター」で個別の世帯の年収等をもとにこれらの制度の対象となるのか調べることができますので御活用ください。

また、児童養護施設等の入所者や、虐待等から避難し独力で生計を維持している者など、本人の所得のみで収入の要件を判定できる場合もあります。

御不明な点については、[日本学生支援機構](#)の奨学金相談センターへお問い合わせください。

<日本学生支援機構奨学金相談センター>

電話：0570-666-301（ナビダイヤル）

海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話からは03 - 6743 - 6100

月曜～金曜：9時00分～20時00分

（土日祝日・年末年始を除く）

文部科学省 HP：<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

日本学生支援機構 HP：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

Q18. 両親が多額の献金をしているため生活が苦しく、自立したいと考えています。相談できる場所はありますか。

○ [生活困窮者自立相談支援機関](#)

お金が足りず住むところがない、働きたくても働けないなど、生活やお金に関するお困りごとの相談窓口（生活困窮者自立相談支援事業）を全国の自治体に設置しています。まずは、お近くの[自立相談支援機関](#)へ御相談ください。

（相談方法）

電話、面談、（お住まいの地域によって）メール・SNS

Q19. 就労に関してblankがあり、就職活動の仕方もよく分かりません。就職に向けて相談できる場所はありますか。

○ [ハローワーク](#)

ハローワークでは、一人ひとりのニーズに応じた就職支援を実施しており、就職活動などに関する相談は全国のハローワークでお受けしています。

なお、求職者のうち若者については、就職を支援するために、就職活動中の学生・生徒からおおむね卒業後3年以内の方を対象とした[新卒応援ハローワーク（全国56箇所）](#)、正社員就職を目指すおおむね35歳未満の方を対象とした[わかものハローワーク（全国21箇所）](#)も設置しています。専門の相談員である就職支援ナビゲーター（※キャリアコンサルティング有資格者や企業の人事労務管理経験者など）が、担当者制で個別に支援を行っています。

これらの施設は求職者の態様に応じて、専門の窓口を設けているものですが、それ以外のハローワークでも、どのように就職活動を進めたら良いかなどの御相談をお受けしておりますので、就職や転職を希望される方は、最寄りのハローワークまで御相談ください。

雇用保険を受給できない方が再就職、転職、スキルアップを目指す場合には、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する「求職者支援制度」を利用できる可能性があります。

就職や転職を希望される方は、ハローワークまで御相談ください。

(受付時間)

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

#### ○ [地域若者サポートステーション \(通称サポステ\)](#)

就労にあたって不安や困難を抱え、なかなか前へ進めない若者等(15歳～49歳の無業の方)を対象とした[地域若者サポートステーション \(通称サポステ\)](#)では、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援など、一人一人に合わせた支援プログラムを通じ、就労に向けた伴走型のサポートを行っております。

(受付時間)

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

Q20. 様々な困難に直面してやる気が出ず、うつ病かもしれません。相談できるところはありますか。

#### ○ [精神保健福祉センター](#)

一定期間以上やる気が出ない、気分の落ち込みが続くといった場合には、[うつ病等の精神的な病気の可能性](#)があります。自分だけでは分かりにくいことがあり、また、一人で抱え込まないことも肝心ですので、お近くの精神保健福祉センターに御相談ください。

(受付時間)

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

(相談方法)

## 電話

Q 2 1. 過去数十年入信していたことを悔いており、気分が晴れません。相談できる場所はありますか。

- [孤独・孤立対策担当室ウェブサイト](#) : 「あなたはひとりじゃない」で検索  
孤独・孤立対策担当室ウェブサイトでは、いくつかの御質問に答えていただくことにより、あなたの状況にあった相談窓口や支援をチャットボットで探すことができます。ひとりで悩みごとをかかえずに、あなたのための支援をぜひ御利用ください。

- [よりそいホットライン](#) :

0 1 2 0 - 2 7 9 - 3 3 8 (岩手県・宮城県・福島県以外にお住まいの方)

0 1 2 0 - 2 7 9 - 2 2 6 (上記3県にお住まいの方)

一般的な生活上の悩みをはじめ、社会的な繋がりが希薄な方などの相談先として、24時間365日無料の電話相談として、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが寄り添い型相談支援事業(よりそいホットライン)を実施しており、電話相談に加え、必要に応じて、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っています。

(受付時間)

24時間

(相談方法)

電話

Q 2 2. 海外にいる信者である親族の所在を知りたい。相談できる場所はありますか。

- 外務省領事局海外邦人安全課

外務省では、海外に在留している可能性が高く、長期にわたってその所在が確認されていない日本人の連絡先等を確認する「所在調査」を行っています。外務省海外邦人安全課まで、まずはお電話でお問い合わせください。

(受付時間)

平日9:00~12:30、13:30~17:45

(相談方法)

電話 03-3580-3311 (内線 5144)

(参考)

外務省ホームページ「所在調査」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shozai/index.html>

※ 留意事項や調査依頼のための必要書類等の詳細

Q23. 海外にいる日本人信者ですが、相談できる場所はありますか。

○ 各在外公館（日本国大使館等）

海外在住でお悩みをお抱えの方は、各国の在外公館まで御相談下さい。

各在外公館の領事が、在外邦人からの様々な相談に応じ、日本の家族に連絡したり、帰国をお手伝いするなどして問題の解決を図っています。

生活に困窮し、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない場合は、在外公館が帰国費用を貸し付けることができる場合があります。

また、心の不安を抱える方に対しては、現地において精神医療専門家に相談できるよう支援する制度もあります（在イギリス、フランス及び韓国日本大使館並びに在シドニー総領事館）。

(参考)

外務省ホームページ「在外公館リスト」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>